

2. 体験学修活動補助事業実施要項

- (1) 目的 教育学部の学生が学外で行う体験学修活動に対して補助を行い、学生の経済的負担を軽減し、もって活動の一層の活発化と円滑化を図る。
- (2) 対象学生 学部生及び院生（ただし、学生後援会及び同窓会会員）
- (3) 対象とする活動及び補助項目
体験学修運営委員会が必要と認めた経費
- (4) 予算執行方法
学生後援会と体験学修運営委員会が協議の上、学生の活動実態に即した執行方法を決定し、執行を行う。
- (5) 予算額
40万円
- (6) 財源 三重大学教育学部学生後援会一般会計より支出する。
なお、同予算は総会において承認を受けるものとする。
- (7) その他
 - ①本会は当該活動への補助を行うのみであり、当該活動中に起こった事故等について一切の責任は負わない。
 - ②事業実施にあたり本要項に規定されていない事項について疑問点が生じた場合は、体験学修運営委員会と随時協議する。